

法人契約の介護保険

Q : 会社で介護費用保険に入ろうと思っています。掛金の取扱いはどのようになりますか？

A : 被保険者の年齢によって、損金算入の取扱いが定められています。

【解説】

介護費用保険とは、被保険者が寝たきり又は痴呆により要介護状態になったときに保険事故が発生したものととして保険金が支払われる損害保険です。会社が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含みます)を被保険者とする介護費用保険に加入してその保険料を支払った場合には、次のように取り扱われることとされています。ただし、役員又は特定の使用人のみを被保険者とし、保険金の受取人を被保険者としている場合には、その保険料相当額は、その役員又は特定の使用人に対する給与となります。

① 保険料が月払い又は年払いの場合

イ 保険料払込期間のうち被保険者が60歳に達するまでの支払分については、50%相当額を前払い費用等として資産計上します。

ロ 被保険者が60歳に達した場合は、支払保険料を期間の経過に応じて損金の額に算入するとともに、資産計上した前払費用等の累計額を60歳以後の15年で期間の経過に応じて損金に算入します。

② 保険料が一時払いの場合

保険料の払込期間を75歳までと仮定し、①による取扱いをします。

